****

**高島市プロダクト海外販売加速化補助金のご案内**

新たな海外販路開拓にチャレンジする市内事業者の皆さまに補助金を支給します。

**１．対象者**

　　　　次のすべてに該当する方を対象とします。  
（1）高島市プロダクトの海外販路開拓に取り組む者

（2）以下のいずれかに該当する者

ア　個人事業主にあっては、高島市内に住民登録がある者

イ　法人にあっては、高島市内を本店所在地として法人登記が行われている者

（3）市税に未納がない者

**２．補助対象経費**

　　補助対象となるのは、海外販路開拓を行う事業であって、下表に定める経費とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 経費項目 |
| 海外販路開拓に要する経費 | 出展料、会場使用料、リース・レンタル料、輸送費、通訳・翻訳費、交通費、渡航費、宿泊費、デザイン費、広報媒体製作費、広告宣伝費、謝金・コンサルタント費、その他上記に関する委託料等 |
|  |  |

例）・商談会開催国へ渡航（交通費（国内）＋渡航費＋宿泊費）

　　・国内で行われる海外販路開拓のための展示会への参加（出展料＋交通費）

・海外向けパンフレットのデザイン依頼（デザイン費）

・専門業者への現地調査委託（委託料）

◆交通費は、出発地から用務地までの鉄道等の公共交通機関（タクシーは除く）利用における往復運賃のみを対象とし、海外現地での交通費は対象外とする。（2名分、1往復分までが対象）

※旅行代理店によるパッケージツアーの場合は、明細書等により当該費用が明確に区分される場合に限り、対象とする。

◆渡航費は、出発地から用務地までの往復航空運賃（原則エコノミークラス）のみ対象とする。（2名分、1往復分までが対象）

◆宿泊費については、国内の場合10,000円（税抜き）、海外の場合15,000円（税抜き）を1泊あたりの上限とする。(宿泊料に一体で含まれる食事代・サービス料は含む)（2名分までが対象）

◆国や県等から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の額から、それらの補助金等の引いた額を補助対象経費とする。

**３．補助対象外経費**

（1）補助金交付決定日より前に支払等を行ったもの。

（2）金融機関等への振込手数料

（3）租税公課（補助対象経費にかかる消費税も対象外となります）

（4）商品券、クーポン、ポイント、仮想通貨等、法定通貨以外で支払ったもの

**４．補助金額**

補助対象経費の1/2以内とし、20万円を限度とする。

**５．申請期間**

　　令和8年2月28日（土）まで

**６．実績報告期間**

　　事業完了の日から起算して30日以内または当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出が必要です。

**７．申請に必要な書類**

（1）高島市プロダクト海外販売加速化補助金交付申請書（様式第1号）

（2）事業計画書（様式第2号）  
（3）経費内訳書（様式第3号）  
（4）誓約書（様式第4号）

（5）（個人事業主の場合）住民票の写し（発行日より3か月以内）

　　 （法人の場合）履歴事項全部証明書の写し（発行日より3か月以内）

　　 　　　　　　または直近年度の法人市民税申告書（第20号様式）の写し

（6）市税の納税証明書（未納がないことの証明）

（7）補助対象経費の内容説明に必要な資料

（可能な限り見積書等の添付をお願いします。見積書等がない場合は、経費内訳書（様式第3号）の備考欄に概算金額の計算式を記入してください。）

※その他、必要な書類がある場合は別途ご案内します。

**８．実績報告に必要な書類**

（1）高島市プロダクト海外販売加速化補助金実績報告書（様式第7号）

（2）事業実績報告書（様式第8号）

（3）経費支払明細書（様式第9号）  
（4）補助対象事業の実施を証明する書類等

（請求書、領収書、搭乗券の半券、展示会のパンフレット、商談会の写真、商談相手の名刺等）

（5）その他市長が必要と認める書類

**９．支払い方法について**

　・支払いは銀行等からの振込を原則としますが、やむを得ない場合は現金も対象とします。

クレジットカードによる支払いは、法人カードの使用であり、代金の引き落とし日が令和8年3月31日までに行われ、カード会社からの通知書および預金通帳等で引き落としの確認が可能である場合に限り、補助対象とします。※補助対象経費にポイントが付与される場合は対象外です。ただし、付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を減額し、その残額を補助対象経費とします。（ポイント等の還元相当額が明確にわかる資料をご用意ください。）不透明な場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

　・原則、日本円による支払いとしますが、外貨による支払いがある場合は、必ず日本円に換算

した額を記載されている明細書（例：クレジットカード利用明細等）を添付してください。

**１０．申請・実績報告の流れ**

**お問い合わせ先**

【高島市役所　商工振興課】　　〒520-1592　高島市新旭町北畑565

TEL：0740-25-8514（直通）　FAX：0740-25-8156　　MAIL：[shoko@city.takashima.lg.jp](mailto:shoko@city.takashima.lg.jp)